

【返戻金制度について】

当社が紹介した求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、求人者が当社に対して退職後14日以内に求職者による退職の写しを送付し返金を請求した場合、当社は求人者に対して以下に定める対価を返金する。この場合、求人者の依頼があれば、当社は引続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

①1ヶ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の80%に相当する額

②3ヶ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の50%に相当する額

③3ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の15%に相当する額

事業所の名称 株式会社TDCスタッフィング

事業所の所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目287番地 大宮西口大栄ビル6階

【返戻金制度について】

当社が紹介した求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、求人者が当社に対して退職後14日以内に求職者による退職の写しを送付し返金を請求した場合、当社は求人者に対して以下に定める対価を返金する。この場合、求人者の依頼があれば、当社は引続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

① 1ヶ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の80%に相当する額

② 3ヶ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の50%に相当する額

③ 3ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の15%に相当する額

事業所の名称 株式会社TDCスタッフィング 中部営業所

事業所の所在地 愛知県名古屋市中区錦三丁目8番7号 こまビル3階b室

【返戻金制度について】

当社が紹介した求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、求人者が当社に対して退職後 1 4 日以内に求職者による退職の写しを送付し返金を請求した場合、当社は求人者に対して以下に定める対価を返金する。この場合、求人者の依頼があれば、当社は引続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

① 1 ヶ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の 8 0 % に相当する額

② 3 ヶ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の 5 0 % に相当する額

③ 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の 1 5 % に相当する額

事業所の名称 株式会社TDCスタッフィング 近畿営業所

事業所の所在地 大阪府大阪市淀川区西中島三丁目8番15号 EP0新大阪ビルディング601

【返戻金制度について】

当社が紹介した求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、求人者が当社に対して退職後14日以内に求職者による退職の写しを送付し返金を請求した場合、当社は求人者に対して以下に定める対価を返金する。この場合、求人者の依頼があれば、当社は引続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

① 1ヶ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の80%に相当する額

② 3ヶ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の50%に相当する額

③ 3ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の15%に相当する額

事業所の名称 株式会社TDCスタッフィング 西日本営業部

事業所の所在地 福岡県福岡市博多区中呉服町1番22号 吉田善平商店ビル4階404・405号室